

滋賀県と県内3信用金庫および信金中央金庫との
産業振興等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と長浜信用金庫、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫（以下「乙」という。）および信金中央金庫（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の発展に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙がそれぞれ有する情報、ネットワーク、ノウハウなどの経営資源を有効に活用し、相互に連携して取組を進めることにより、滋賀県内（以下「県内」という。）の産業の振興発展および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- (1) 県内企業の販路拡大に関すること
- (2) 県内企業の新たな事業展開に関すること
- (3) 県内への観光誘客に関すること
- (4) これからの滋賀の産業を担う人材力の強化に関すること
- (5) その他甲、乙および丙が協議し合意した事項

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容および実施方法は、甲、乙および丙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙または丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙または丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定書に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙および丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙および丙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三木 久造

乙 滋賀県長浜市元浜町3番3号
長浜信用金庫
理事長

横田 幸造

滋賀県彦根市中央町5番9号
滋賀中央信用金庫
理事長

沼尾 護

滋賀県東近江市青葉町1番1号
湖東信用金庫
理事長

山本 英司

丙 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
信金中央金庫
理事長

田邊 光雄